

芦屋港ボートパーク条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、芦屋港ボートパーク条例（令和7年芦屋町条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用時間及び休業日)

第2条 芦屋港ボートパーク（以下「ボートパーク」という。）の利用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、条例第3条第2号及び第3号に規定する施設については、午前9時から午後5時までとする。

2 ボートパークの休業日は、次に掲げる日とする。

(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) 火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときはその直後の休日に当たらない日）

3 前2項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、休業日及び利用時間を変更することができる。

(利用の申請等)

第3条 条例第6条第1項の規定により、係留施設を利用しようとする者（以下「係留施設利用者」という。）は、利用許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、利用許可の可否を決定し、利用許可書（様式第2号）によりその旨を通知する。

3 船舶を共同所有している者（以下「共有者」という。）が係留施設を利用しようとするときは、共有者の代表者が第1項の申請書を提出するものとする。この場合においては、当該申請書に共同所有者名簿（様式第3号）を添付しなければならない。

4 係留施設内の電気設備又は水道設備を使用しようとする者は、設備使用簿（様式第4号）に必要な事項を記入しなければならない。

(利用許可期間)

第4条 係留施設の利用許可期間（以下「許可期間」という。）は、利用許可日から1年以内とし、期限は当該許可日の属する年度の末日とする。

2 係留施設利用者は、許可期間満了後も係留施設を引き続き利用しようとするときは、許可期間の満了の日までに利用許可申請書を町長に提出しなければならない。

(許可事項の変更等)

第5条 利用の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、条例第6条第1項の規定に基づき利用許可変更申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、利用の変更に係る可否を決定し、利用許可変更許可書（様式第6号）によりその旨を通知する。

(利用中止の申請等)

第6条 許可期間中に利用を中止する場合は、施設利用中止届(様式第7号)を提出するものとする。

(行為の許可の申請等)

第7条 条例第9条に掲げる行為をしようとする者は、行為許可申請書(様式第8号)を提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、行為許可の可否を決定し、行為許可等通知書(様式第9号)によりその旨を通知する。

(使用料等の納付等)

第8条 係留施設の使用料及び保証金を納付する時期は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるときとする。

(1) 一般利用 第5条2項に規定する利用許可を受けた日

(2) 専用利用 使用開始の日の属する月の翌月の末日

2 前項の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認めるときは、町長の指定する日に納付させることができる。

3 許可期間の満了後、継続して利用許可を受けた者の既納の保証金は、返還せずに新たに保管するための保証金に充てるものとする。

(使用料の減免)

第9条 条例第11条に規定する特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げる区分とし、使用料の減免の割合は、当該各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

(1) 本町又は教育委員会が公用で使用するとき 100分の100

(2) 本町又は教育委員会が後援するとき 100分の100

(3) 公益上その他特別の理由があると認めるとき 100分の50~100

2 前項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第10号)を提出し、許可を受けなければならない。

(使用料等の還付手続)

第10条 条例第12条ただし書及び条例第13条第2項の規定により、使用料及び保証金の還付を受けようとする者は、使用料等還付承認申請書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(出入港届)

第11条 係留施設の利用を許可された者が船舶を操縦し係留施設から出港しようとするとき又は係留施設に帰港したときは、出入港届(様式第12号)を町長に提出しなければならない。

(読替規定)

第12条 条例第16条の規定により、指定管理者がボートパークの管理を行う場合は、第2条第3項に「町長が必要と認めるとき」とあるのは「指定管理者が必要と認めて町長の承認を受けたとき」と、第3条第1項から第2項、第4条第2項、第5条第2

項、第7条第2項、第10条及び前条中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第8条から第10条中（見出しを含む。）「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。ただし、使用料に係る読替規定は、条例第19条の規定により指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる場合に限り適用があるものとする。

（様式の特例）

第13条 条例第16条の規定により、ボートパークの管理を指定管理者に行わせる場合においては、指定管理者は、第3条から第7条、第9条から第11条までの規定にかかわらず、これらの規定に定める様式に代えて、町長の承認を得て当該指定管理者が定めた様式を使用することができる。

（補則）

第14条 この規則に定めるもののほか、ボートパークの管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

利用許可申請書

年 月 日

芦屋町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

芦屋港ボートパークの利用について、芦屋港ボートパーク条例施行規則第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

利用の区分	1 一般利用 ・ 2 専用利用		
利用期間	年 月 日～ 年 月 日 () 日間		
船舶の概要	船 名		
	船 種		
	船舶の長さ	登録長 m	実測長 m
	船舶の幅	登録長 m	実測長 m
共同利用者	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし ※ありの場合は別紙「共同利用者名簿」を添付すること。		
添付資料	1 小型船舶操縦免許証の写し 2 船舶検査証書の写し 3 船舶検査手帳の写し 4 損害賠償保険に係る保険証券の写し 5 (所有者意外の方が申請する場合) 所有者の承諾書 6 その他必要と認める書類		

様式第2号（第3条関係）

利用許可書

年 月 日

様

芦屋町長

年 月 日付で申請のあった芦屋港ボートパークの利用について、芦屋港ボートパーク条例施行規則第3条第2項の規定により、次のとおり許可します。

許可番号		許可年月日	
利用の区分	1 一般利用 ・ 2 専用利用		
利用期間	年 月 日～ 年 月 日 ()日間		
船舶の概要	船名		
	船種		
	船舶の長さ	登録長 m	実測長 m
	船舶の幅	登録長 m	実測長 m
使用料			
保証金			
備考			

様式第5号（第5条関係）

利用許可変更申請書

年 月 日

芦屋町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付で許可のあった芦屋港ボートパークの利用を変更したいので、芦屋港ボートパーク条例施行規則第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

許可番号		許可年月日	
利用の区分	1 一般利用 ・ 2 専用利用		
許可期間	年 月 日～ 年 月 日 () 日間		
変更理由			
変更する 船舶の概要	船 名		
	船 種		
	船舶の長さ	登録長 m	実測長 m
	船舶の幅	登録長 m	実測長 m
添付資料	芦屋港ボートパーク利用許可書		

様式第6号（第5条関係）

利用許可変更許可書

年 月 日

様

芦屋町長

年 月 日付で申請のあった芦屋港ボートパークの利用許可変更について、芦屋港ボートパーク条例施行規則第5条第2項の規定により、次のとおり許可します。

許可番号		許可年月日	
利用の区分	1 一般利用 ・ 2 専用利用		
許可期間	年 月 日～ 年 月 日 () 日間		
変更理由			
船舶の概要	船名		
	船種		
	船舶の長さ	登録長 m	実測長 m
	船舶の幅	登録長 m	実測長 m
既納使用料			
変更後の使用料			

様式第7号（第6条関係）

施設利用中止届

年 月 日

芦屋町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付で許可のあった芦屋港ボートパークの利用を中止したいので、芦屋港ボートパーク条例施行規則第6条の規定により、次のとおり届け出ます。

許可番号		許可年月日	
許可期間	年 月 日	～ 年 月 日	()日間
中止の理由			
添付資料	芦屋港ボートパーク利用許可書		

様式第8号（第7条関係）

行為許可申請書

年 月 日

芦屋町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

芦屋港ボートパークにおける行為について、芦屋港ボートパーク条例施行規則第7条第1項の規定により、次のとおり申請します。

行為の場所	
利用期間	年 月 日～ 年 月 日
利用目的	
料金徴収の有無	
その他必要事項	

様式第9号（第7条関係）

行為許可等通知書

年 月 日

様

芦屋町長

年 月 日付で申請のあった芦屋港ボートパークの施設における行為について、芦屋港ボートパーク条例施行規則第7条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

行為の場所	
利用期間	年 月 日～ 年 月 日
利用目的	
使用料等	
その他必要事項	
許可条件	

様式第10号（第9条関係）

使用料減免申請書

年 月 日

芦屋町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

芦屋港ボートパーク条例施行規則第9条第2項の規定により、次のとおり申請します。

使用施設名	
使用目的	
使用日時	年 月 日～ 年 月 日（ ）日間
減免申請理由	
備考	

様式第 1 1 号 (第 1 0 条関係)

使用料等還付承認申請書

年 月 日

芦屋町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

芦屋港ボートパーク条例施行規則第 1 0 条の規定により、既納の使用料又は保証金の
還付を受けたいので、次のとおり申請します。

許可番号		許可年月日	
許可概要	船 名		
	船 種		
還付理由			
備 考			

様式第12号 (第11条関係)

出入港届

年 月 日

芦屋町長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

芦屋港ボートパーク条例施行規則第11条の規定により、次のとおり出入港届を提出します。

船名		許可番号	
出港日時	年 月 日	午前・午後	時 分
帰港予定日時	年 月 日	午前・午後	時 分
航行先			
操縦者	氏名		
	緊急時連絡先		
同乗者氏名	住所	電話番号	

以下は記入しないでください。

帰港報告	報告者氏名	帰港日時	出港確認	帰港確認